

保育所の認可について

『児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）』

（児童福祉施設の設置）第 35 条

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事（第 59 条の 4 により中核市長）の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

6 都道府県知事（第 59 条の 4 により中核市長）は、第 4 項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県（中核市）児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

『社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）』

（地方社会福祉審議会）

第 7 条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに指定都市及び中核市に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第 12 条 第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第 1 項中「置く」とあるのは、「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。



松江市社会福祉審議会条例（平成 29 年松江市条例第 87 号） 児童福祉専門分科会を設置（調査審議事項）

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) (社会福祉) 法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) (社会福祉) 法第 12 条第 1 項の規定による児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号に関する事項
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項に関する事項

○施設

みつき玉湯保育園

○開園予定日

令和 8 年 7 月 1 日

○設置者

社会福祉法人みつき福祉会
理事長 神門 勉

○施設所在地

松江市玉湯町湯町(右図赤枠)

○中学校区

玉湯学園

○定員

認可・認定定員 80 人

2 号 39 人 (3 歳児 13 人、4 歳児 13 人、5 歳児 13 人)

3 号 41 人 (0 歳児 14 人、1 歳児 14 人、2 歳児 13 人)

開園時の利用定員 30 人

2 号 15 人 (3 歳児 5 人、4 歳児 5 人、5 歳児 5 人)

3 号 15 人 (0 歳児 5 人、1 歳児 5 人、2 歳児 5 人)

